

令和4年度

事業概要

(令和5年発行)



福井県嶺南振興局敦賀児童相談所

目 次

ページ

I 敦賀児童相談所の概要	
1. 敦賀児童相談所の概要	1
2. 児童相談のながれ	2
3. 児童相談の種類と内容	3
4. 関係機関との連携	5
5. 児童福祉施設等入所状況および施設一覧	6
6. 主要事業の概要	7
7. 市町等（学校・保育所を含む）との連携および援助	10
8. その他の連携	10
II 令和4年度の相談概要（業務統計）	
1. 児童相談受付状況	11
2. 児童相談対応状況	15
3. 里親の状況	17
4. 診断・判定の状況	18
5. 一時保護の状況	19
6. 虐待相談の対応状況	20
7. 虐待相談の一時保護状況	23

I 敦賀児童相談所の概要

1 敦賀児童相談所の概要

① 所在地

〒914-0074 敦賀市角鹿町1番地32 電話 0770-22-0858

付置施設 一時保護所 定員15名

② 所管地域

敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

③ 沿革

昭和26年5月 「福井県敦賀地方児童相談所」を敦賀市津内150号15の2番地に開所

昭和32年1月 敦賀市本町2丁目2番地に地籍名変更

昭和35年3月 設置基準C級に昇格

敦賀市角鹿町1番地32に新築移転

昭和48年4月 総務課・相談判定課の2課制となる。

昭和53年4月 「福井県敦賀児童相談所」に名称変更

昭和56年3月 新庁舎落成

平成8年4月 県機構改革により「福井県嶺南振興局敦賀児童相談所」に名称変更

④ 職員構成

R5.4.1現在

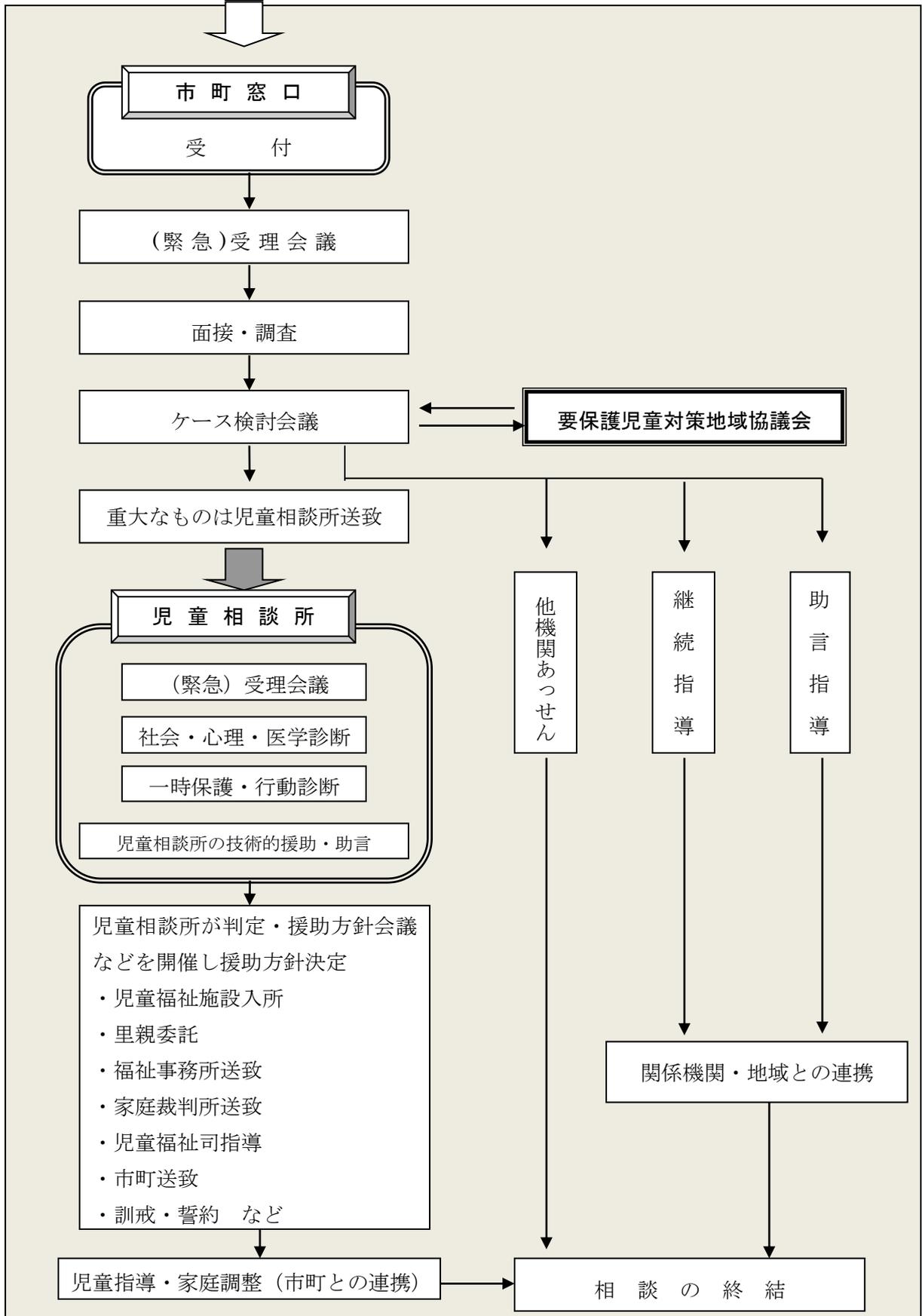
職 種	専 任	嘱託・会計年度 任用職員	合 計
所 長	1	0	1
総務課長	1	0	1
相談判定課長(福祉司SV)	1(児童福祉司発令)	0	1
児童福祉司	7	0	7
児童心理司	3	0	3
警察官	1	0	1
保健師	1	0	1
保育士	2	0	2
児童指導員	1	0	1
看護師	0	0	0
総務事務職員	1	0	1
精神科医	0	1	1
小児科医	0	1	1
一時保護補助員	0	5	5
その他の職員	0	9	9
計	19	16	35

その他の職員(9名)の内訳

虐待対応協力員1、学習指導協力員1、一時保護日直補助員3、調理員4

2 児童相談のながれ

- ・一般住民
- ・健康福祉センター
- ・保育所
- ・児童委員
- ・児童福祉施設
- ・学校・医療機関
- ・警察
- ・その他の関係機関



3 児童相談の種類と内容

養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談	<p>児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談</p> <p>(1) 身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。殴る、蹴る、叩く、食事を与えない、戸外にしめだす、首を絞める、激しく揺さぶるなど</p> <p>(2) 性的虐待 児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること。子どもへの性交、性的行為、子どもの性器を触る、または子どもに性器を触らせるなどの性的行為、子どもに性器や性交を見せる、子どもをポルノグラフィの被写体にするなど</p> <p>(3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力</p> <p>(4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児。重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま外出する、子どもの意思に反して学校等に登校させない、子どもにとって必要な情緒的欲求に答えていない（愛情遮断など）、適切な食事を与えない、同居人等が不適切な関わりを行っているのにそれを放置するなど</p>
	そ の 他 の 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難。迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保 健 相 談	保 健 相 談	低体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談

障 害 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視覚や聴覚に障害のある子どもに関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害のある子ども、言語発達遅滞のある子ども等に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害のある子どもに関する相談
	知的障害相談	知的障害のある子どもに関する相談
	発達障害相談	自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育 成 相 談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談	

4 関係機関との連携

関係機関	主な連携事項
健康福祉センター(福祉課) 市福祉事務所 町役場	<ul style="list-style-type: none"> ・相互の協力、通報等 ・児童相談所に対して、法第 27 条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 ・保育の実施を要する子どもの通知 ・児童福祉に関する企画・広報等 ・児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知 ・児童福祉に関する相談、指導等
健康福祉センター (地域保健課) 市町保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・1 歳 6 か月児及び 3 歳児に係る精神発達面における事後指導等 ・保健、衛生上の指導の依頼 ・在宅重症心身障害児(者)等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報
児童委員・主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から調査の委託、指導措置 ・要保護児童の通告、その他の協力
児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・指導措置 ・要保護児童の通告
児童福祉施設等、里親	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告 ・措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項 ・退所した子どもの指導に関する事項 ・母子生活支援施設入所措置、児童自立生活援助措置に関する事項
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の実施に関する事項
家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から送致、家事審判の申立て ・家庭裁判所から送致、調査委託、援助・協力依頼
学校・教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・通告、相談、就学支援委員会
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・触法少年の送致、触法少年及びぐ犯少年の通告、棄児、虐待を受けた子ども等要保護児童の通告 ・委託一時保護、少年補導、非行防止活動等
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的治療の依頼、虐待を受けた子どもの通告等
総合福祉相談所 (女性相談部門)	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力被害者の子どもの通告等
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースにおける見守り的な支援等
<p>その他の機関：公共職業安定所・障害者職業センター・精神保健福祉センター・ 社会福祉協議会・少年サポートセンター・総合福祉相談所(障がい者支援課)等</p>	

5 児童福祉施設等入所状況および施設一覧

現在措置している児童福祉施設

令和5年3月31日現在

	県内の児童福祉施設の 入所人員				県外の児童福祉施設の 入所人員		
	現員	総合福祉	敦賀	県外からの 措置児童	現員	総合福祉	敦賀
乳児院	19	12	7	0	0	0	0
児童養護施設	138	96	42	0	2	2	0
児童自立支援 施設	8	7	1	0	1	1	0
児童心理治療 施設	/				0	0	0
福祉型障害児 入所施設	12	9	2	1	0	0	0
医療型障害児 入所施設	1	1	0	0	0	0	0
指定発達支援 医療機関	4	2	2	0	0	0	0

(措置児童数を計上)

現在委託している県内の里親

令和5年3月31日現在

種別	里親登録数	委託児童数		県外からの委託 (再掲)
		総福	敦賀	
里親	161	35	9	1

6 主要事業の概要

敦賀児童相談所では、通常の相談、判定、一時保護業務のほかに種々の事業に取り組んでいる。令和4年度の主要事業の概要は以下のとおりである。

① ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の子どもたちとの野外活動を通じて、集中的な関わりを持ち、より深く子どもを理解し、心理治療の効果を高めることを目的に行う事業である。

小集団での野外活動を経験した子どもたちは、一人ひとりが大切にされた治療構造の中でのびのびと過ごせるようになり、未知のことにチャレンジをして自信を得たり、自分自身の価値に気づいたりする等、自己肯定感の高まりがみられる。

実施日	場所	参加児童数	S V
R4. 10. 28	・若狭たかはまエルどらんど	2人	—

② 家族療法スーパーバイザー招聘研修

児童相談所は、地域支援の機関としてより高度の専門性を確保し、職員の資質向上を図ることが求められている。また、近年、児童虐待ケースやひとり親家庭、ステップファミリーなどが増加し、家族全体を支援対象としたアプローチがますます重要となっている。このため、所外からスーパーバイザーを招き、家庭相談員などさまざまな関係職員の研修も兼ねて、家族療法や家族支援について学ぶ研修会を開催している。

	講師	テーマ	参加者
第1回 (R4. 7. 28)	福井大学学術研究院 教育・人文社会系部門 廣澤 愛子 教授	・非行事例 ・虐待・性格行動事例	相談所職員 事例関係機関職員
第2回 (R3. 10. 3)	甲子園大学 心理学部 現代応用心理学学科 安村 直己 教授	・家庭内暴力・不登校事例 ・対応が困難な保護者事例	同上
第3回 (R5. 2. 27)	仁愛大学 人間学部 心理学科 渡辺 克徳 准教授	・家庭内暴力・不登校事例 ・マインドフルネス グループワーク	同上

③ 里親を対象とした研修・トレーニング

里親制度とは、何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育し、子どもの健全な育成を図るものである。

児童福祉法に定義されており、里親の種類は、養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の4種別がある。

「養育里親」とは、保護者のない子どもまたは保護者に監護させることが不相当であると認められる子ども（以下、要保護児童という）を養育する里親として認定を受けた者である。

「専門里親」とは、養育里親であって、要保護児童のうち児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行のあるもしくは非行に結び付くおそれのある行動をする子ども、障害のある子どものうち特に支援が必要と認めたものを養育する里親として認定を受けた者である。

「養子縁組里親」とは、要保護児童を養育することおよび養子縁組によって養親となることを希望するもののうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

「親族里親」とは、要保護児童の扶養義務者（民法第877条第1項に定める扶養義務者）およびその配偶者である親族であり、両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態（虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や、精神疾患により養育できない場合も含まれる）となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童を養育する里親として認定を受けた者である。

里親養育支援を行う児童相談所は、令和3年度から制度の普及啓発や登録里親への研修・トレーニングを里親養育包括支援（フォスタリング）機関に委託している。

専門機関に委託することで、質の高い里親の養育支援や、夜間休日の制度説明会や研修の開催回数を増加するなど柔軟な取り組みができ、里親委託率の向上につながっている。

また令和4年度からはそれらに加え、委託を受けている里親への養育支援、令和5年度からは里親と委託予定児童のマッチング業務についても委託しており、より専門性の高い支援を提供できる体制を取っている。

④ 市町職員児童虐待防止研修会

児童福祉法の改正により、平成17年4月から市町が児童家庭相談の一義的な窓口となり、相談を受けることとなった。また、平成28年には児童福祉法の改正がなされ、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策をさらに充実させるため、市町および児童相談所の体制強化が求められている。そこで、これらに携わる職員のより一層の資質向上を図るため、市町担当職員の経験等に応じ、専門講師を招聘して児童虐待相談対応への段階別研修を実施している。

ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市町児童虐待防止研修会は中止となっている。これを踏まえて、令和3年度と令和4年度はオンラインで研修を開催した。

⑤ 法的対応相談事業

児童虐待等のケースについて、福井弁護士会所属弁護士から助言を受け、法的に適正な対応の確保に努めている。また現職の警察官を配置し、警察との連携強化等を進めている。

(ア) 研修会

児童福祉施設入所の承認や親権停止など家庭裁判所に申し立てるための法的手続きについて弁護士を講師とした研修会を開催している。

(イ) ケース相談・対応

一時保護や施設入所等の援助方針を決める会議（毎週開催）において、法的な立場から助言を受ける。保護者への対応や児童の面接等について随時相談している。

職権一時保護等の緊急の場合、立ち入り調査時の法的な手続きや保護者への説明について弁護士から助言を受け、また弁護士が実際に立ち会うなどしており、子どもの安全確保を最優先に迅速・適正な対応に努めている。

7 市町等(学校・保育所を含む)との連携および援助

平成17年4月からの児童福祉法改正に伴い、市町が行う児童家庭相談への後方支援が児童相談所の重要な役割の一つとなっている。このため、家庭、地域に対する相談援助活動の企画及びその実施を市町等の関係機関と連携しつつ、下記の事業等で積極的に援助を行っている。

	関係機関との連携・援助(名称等)
1	市町後方支援事業の実施(市町児童家庭相談担当者への助言・指導等)
2	要保護児童対策地域協議会への出席
3	虐待等要保護児童・処遇困難事例検討会への出席
4	民生児童委員研修会等の講師として出席
5	生徒指導主事連絡会への出席
6	就学支援委員会・判定会への出席

8 その他の連携

虐待等で処遇困難な事例については、前述の市町関係機関との連携のほか、警察、県健康福祉センター等の協力を得て問題解決を図っている。

また、警察との連絡会議の実施や県健康福祉センターが主催する虐待防止研修会や育児不安サポート事業への協力も行っている。